

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の改正について

1 改正の理由

千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）の一部を改正したことに伴い、関係規定を整備した。

2 改正の概要

同条例第2条第2項第3号が削除されることから、千葉県情報公開条例第2条第2項第2号の施設及び同項第3号の電磁的記録を定める規則の題名を「千葉県情報公開条例第2条第2号の施設を定める規則」とすることに伴い、当該規則を引用する第1条を改正した。

3 施行日

令和5年4月1日